

千客万来施設事業（6街区）に関する合意書

東京都（以下「甲」という。）と千客万来施設事業（6街区）の事業者である万葉倶楽部株式会社（以下「乙」という。）は、築地特有の貴重な財産であるにぎわいを継承・発展させるとともに、豊洲市場本体施設と連携し、豊洲ならではの活気やにぎわいを生み出すことで、豊洲市場の魅力を高めつつ、地域のまちづくりや活性化に貢献するという事業趣旨に鑑み、千客万来施設を整備するよう取り組むため、次のとおり合意する。

なお、甲及び乙は、本事業に関し、千客万来施設事業（6街区）基本協定書（同変更についての合意書を含む。）及び本合意書に定める他、何ら債権債務がないことを相互に確認する。

本合意書の用語は、別段の定めがない限り、同基本協定書において定められたものとする。

- 一 乙は、公募時に提案したコンセプトや施設規模などを遵守し、商業棟及び温泉・ホテル棟について、次の時期までに施設を着工・完成後、速やかに開業することとする。

平成 32 年（2020 年）10 月着工、平成 34 年（2022 年）12 月完成

※別途、駐車場棟（5街区）を平成 31 年（2019 年）3 月着工、平成 31 年（2019 年）12 月完成で調整する。

- 二 甲は、本事業の趣旨を踏まえ、次の事項の具体化を図る。

（一）当初予定していた地下 2 階を設置しないことに伴う貸付料の見直し

（二）「ぐるり公園」から本施設へのアクセス向上策などの事業環境の整備

- 三 甲は、築地再開発について、千客万来施設事業のコンセプトとの両立や相乗効果が図られるよう十分配慮し、民間からの提案を募集する。また、千客万来施設が整備されるまでの間、豊洲の賑わいを創出するためのイベントなど、豊洲ブランドの確立・発信に向けた取組の展開を図る。

平成 30 年 8 月 31 日